

成年後見セミナー

えっ？認知症になったら財産が凍結！？



東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<http://souzoku-shiba.com/>

認知症になったら財産管理は？

- 判断能力が低下したときの財産管理の方
- 成年後見制度とは
- 成年後見制度でできないこと
- 予め準備しておけば、成年後見制度でできないことが可能に

預貯金等の管理・解約



認知症の母の定期預金を
解約したのですが...

金融機関



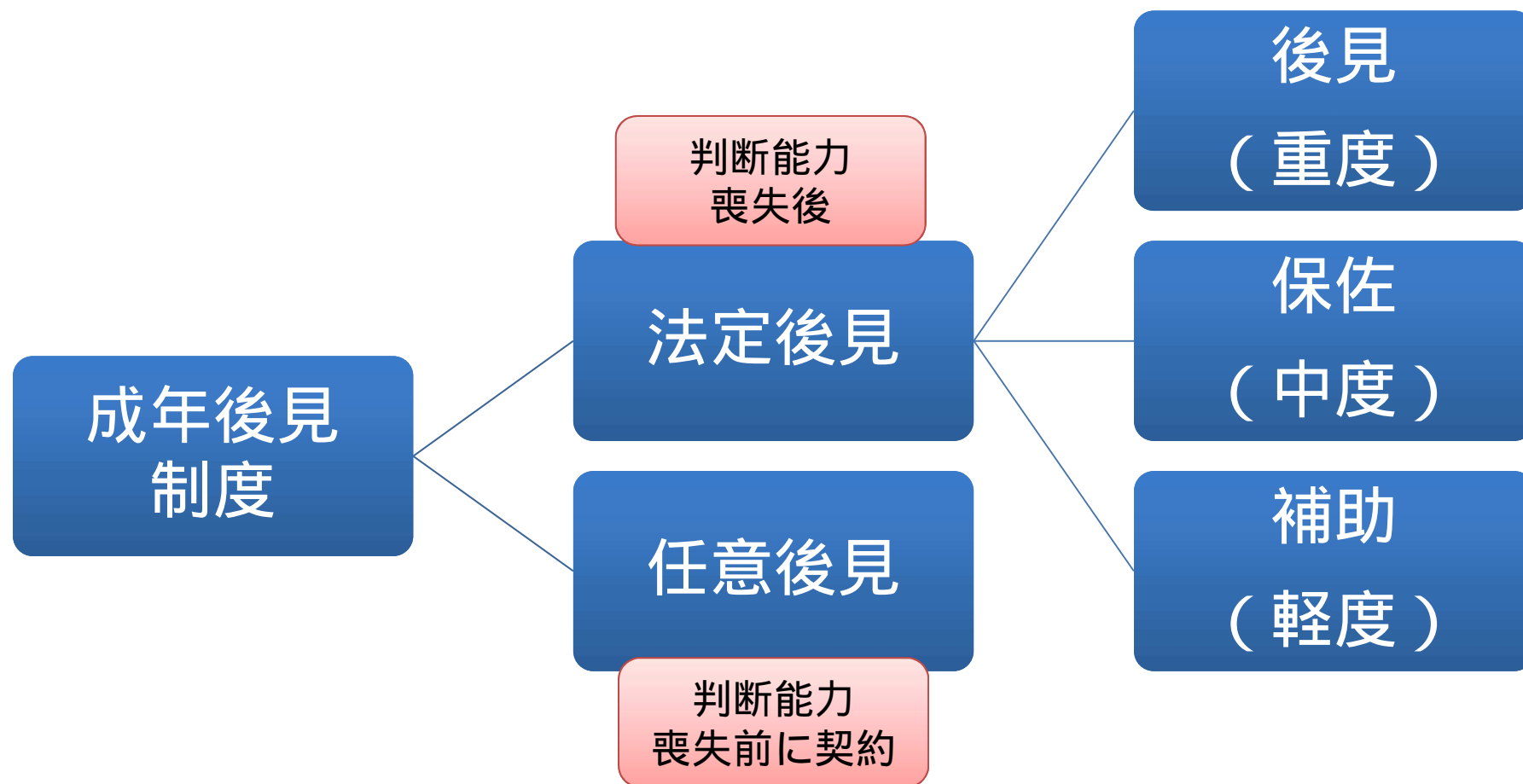
本人の意思確認ができな
いと定期預金の解約はで
きません。

成年後見人を立ててくだ
さい。

成年後見制度とは？

- 認知症や知的障がい、精神障がいなど、判断能力が十分でない方を支援する制度
- ご本人をサポートするために、後見人などが代理で契約をしたり、財産管理などを行います。

成年後見制度の種類



法定後見の種類

後見

日常的に必要な買い物も自分ではできず，誰かに代わってやってもらう必要があるという程度

保佐

日常的に必要な買い物程度は単独でできるが，重要な財産行為（不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度

補助

重要な財産行為（保佐と同じ）について自分でできるかもしれないが，本人のためには誰かに代わってやってもらった方がよいという程度

法定後見の種類

後見人

日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代理したり取り消したりする。

保佐人

特定の事項（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）の同意を行う。本人が同意なく行った行為を取り消すこともできる。代理権を付与することもできる（本人の同意要）

補助人

本人の望む事項について、代理権、同意権、取消権を与えられる。

保佐人の同意が必要となる事項

1. 貸金の元本の返済を受けること。
2. 金銭を借り入れたり、保証人になること
3. 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
4. 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
5. 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
7. 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついて贈与や遺贈を受けること。
8. 新築・改築・増築や大修繕をすること。
9. 一定の期間（民法602条に定めた期間）を超える賃貸借契約をすること。

医師の診断書 ひな形

2 医学的診断

診断名

所 見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

3 判断能力判定についての意見 (下記のいずれかにチェックしてください。)

- 自己の財産を管理・処分することができない。(後見相当)
- 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。(保佐相当)
- 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。(補助相当)
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

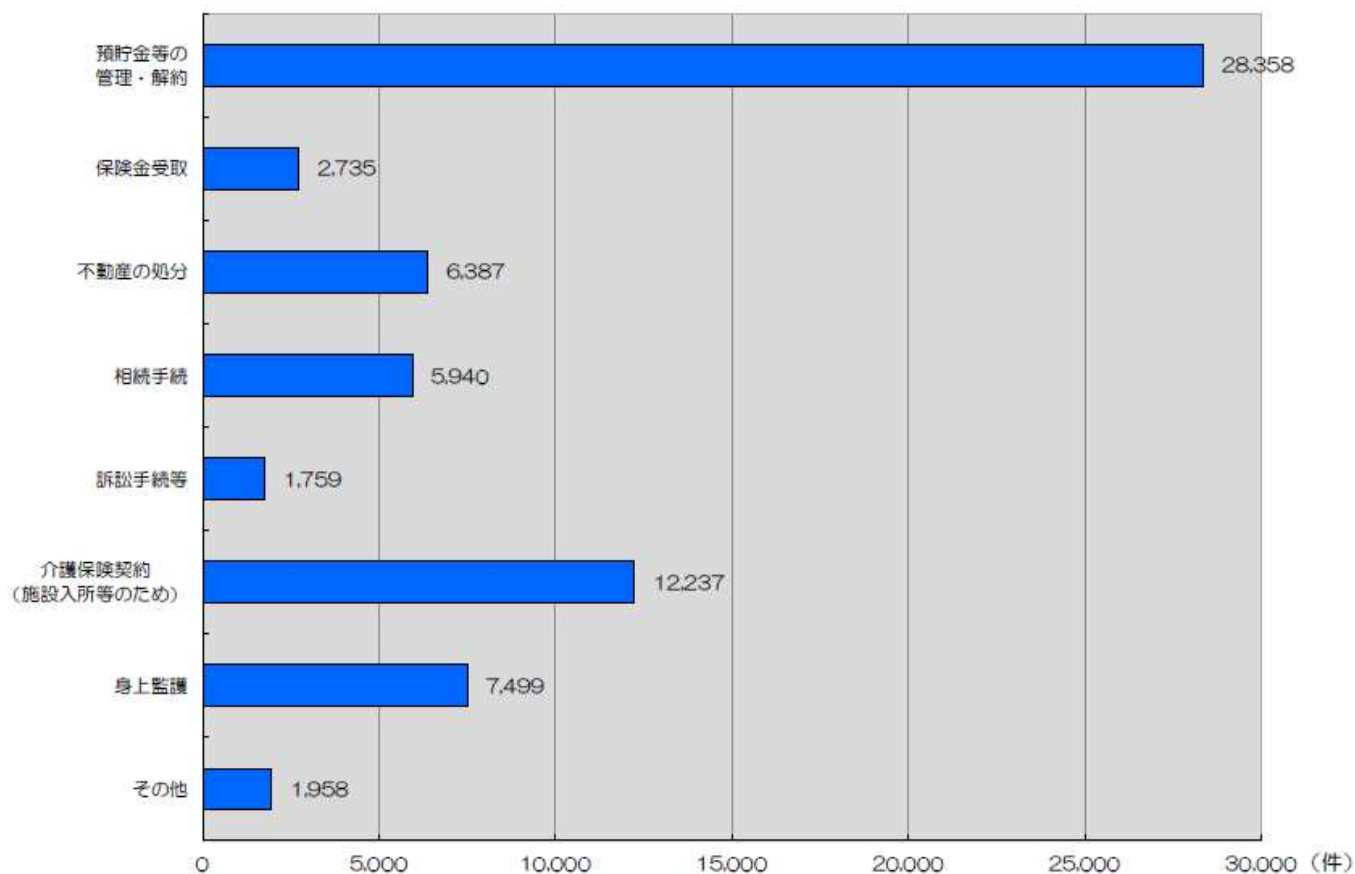
判定の根拠

- (1) 意識障害
 - 障害がない 軽度 中度 重度 (遷延性意識障害 有 無)
- (2) 見当識障害
 - 障害がない まれに障害が見られる 障害が見られるときが多い 高度
- (3) 他人との意思疎通
 - できる できないときもある できないときが多い できない
- (4) 社会的手続 (銀行等との取引)
 - できる できないときもある できないときが多い できない
- (5) 記憶障害
 - 問題がない 問題があるが程度は軽い 問題があり程度は重い 顕著
- (6) 脳の萎縮または損傷
 - ない 部分的に見られる 萎縮または損傷が著しい 不明
- (7) 各種検査
 - 改訂長谷川式簡易知能評価スケール (点—平成 年 月 日実施 未実施 実施不可)
 - MMS E (点—平成 年 月 日実施 未実施 実施不可)
 - 知能検査 [テスト名] (IQ= —平成 年 月 日実施 未実施 実施不可)
 - その他の検査
- (8) その他・特記事項

備 考 (本人以外の情報提供者など)

成年後見 申立ての動機

(資料7) 主な申立ての動機別件数



平成26年 最高裁の統計より

身上監護とは

生活の維持や医療、介護等、身上の保護に関する法律行為

(例)

介護サービス契約、施設入所契約、医療に関する契約の締結など

不動産の売却



認知症の父の不動産を
売って、施設費に充てたい
のですが...

司法書士

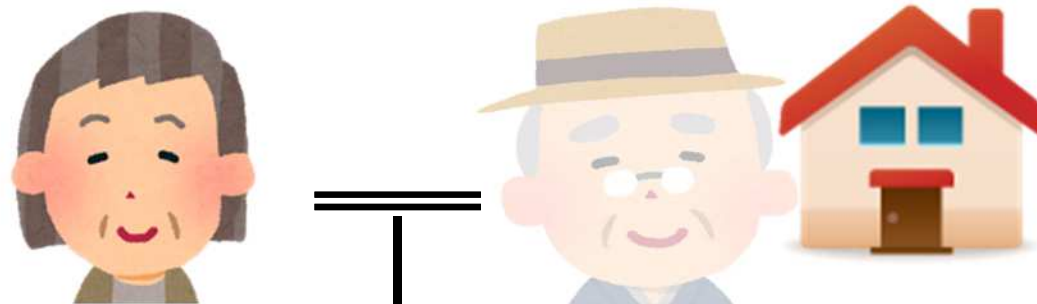
不動産業者



本人の意思確認ができ
ないと不動産の売却は
できません。

成年後見人を立てないと
売れないんです。

遺産分割



判断能力がないと
遺産分割協議ができない

成年後見人が遺産分割協議に
参加

詐欺被害



取消権：本人がした法律行為を後見人が取り消すことができる

（後見、保佐、補助で取り消せる範囲は異なる）

後見申立の流れ

申立て

調査（面接や親族への照会）
場合によっては医師の鑑定

後見 / 保佐 / 補助開始の審判

告知されてから 2 週間で審判確定

後見人としての業務を開始

後見を申し立てる裁判所は？

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所

後見の申立ができる人

- 本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長など
- 四親等内の親族とは主に次の人たち
 - 親、祖父母、子、孫、ひ孫
 - きょうだい、甥、姪
 - おじ、おば、いとこ
 - 配偶者の親・子・きょうだい

面接や調査

- 申立人や後見人の候補者が家庭裁判所に行って面接を受けます。
- 本人とも面接を行う場合があります。
- 推定相続人に候補者を後見人とすることに同意するかどうか手紙が送られます。



誰を後見人の候補者にする？

- 親族を後見人の候補者とすることができます。
- 本人の状況、候補者の状況、利害関係、本人の意向によっては、弁護士・司法書士などの専門職を後見人に選ぶことがあります。
(財産が多かったり、家族間で食い違いがあるときなど)
- 専門職が後見人となった場合、本人の財産から後見人報酬が支払われることになります。
- 財産が多いと「後見制度支援信託」という手続をすることができます。
- 後見監督人がつく場合があります。

後見人の報酬目安

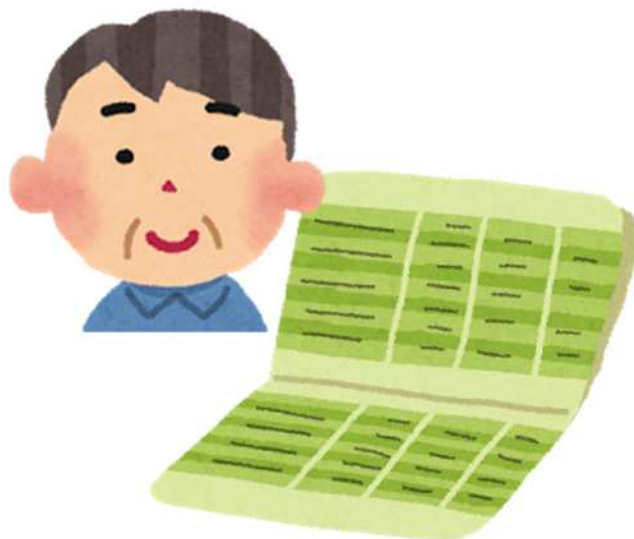
流動資産	報酬目安
1000万円以下	月2万円
1000万円超え5000万円以下	月3～4万円
5000万円超え	月5～6万円

特別なこと（遺産分割、不動産の売却、保険の請求など）をすると報酬の加算あり

（後見監督人の場合は月1～3万円）

後見制度支援信託とは？

親族後見人



200万円ぐらい

信託銀行



本人の預金の大部分を信託銀行に託して、裁判所の指示がないと引き出せなくする制度

- 初期の専門職後見人の報酬が30万円ぐらい
- 遺言書がある場合は、後見制度支援信託は使われない
- 後見制度支援信託を使わない場合は、後見監督人をつけられる可能性あり

後見人の職務

- 財産調査と財産目録の作成
- 家裁の監督下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、必要な契約を結んだり、財産を適切に維持管理していく
- 定期的に家裁に報告し、家裁の監督を受ける

財産管理

- 預貯金（通帳・カード）・保険・有価証券（株など）の管理
 - 預貯金は、預貯金のまま管理
 - 資産活用・相続税対策はできない
 - 財産を贈与することはできない
- 不動産など重要な財産の管理・処分
 - 居住用不動産の売却・賃貸借・担保設定などは家裁の許可が必要
 - 合理的な理由がないと居住用不動産の処分許可はでない
- 相続における手続（遺産分割協議など）
 - 法定相続分は確保しなければならない

身上監護

- 身上監護とは
 - 本人の生活・医療・介護などに関する契約や手続
- 医療に関する契約
 - (医療行為を受けるか否かについての同意権はない)
- 介護に関する契約
- 要介護・要支援認定の申請
- 住居の確保に関する契約
- 施設への入退所に関する契約
- リハビリに関する契約

後見人に禁止されていること

本人の財産を投機的に運用することや自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。相続税対策を目的とした贈与やアパート建築等についても同様です。成年後見制度は本人の財産を保護するためのものであり、推定相続人の利益を図るための制度ではないからです。

さいたま家裁作成「後見申立の手引き」より引用

法定後見のデメリット

- 多くのケースで「後見」になってしまう
- 医師・税理士等の資格や会社の取締役・公務員などの資格や地位の喪失
- 後見人を決めるのは家裁である
- 老後の生活や介護を後見人が決めてしまう
- 配偶者への扶養が制限される可能性あり
- 二世帯住宅の建設、リフォーム、不動産の売却などについては、家裁が口を出してくる

法定後見のデメリット

- 専門職が後見人（後見監督人）になった場合の報酬負担
- 資産活用・相続税対策はできない（事実上、資産は凍結）
- 自社株式の議決権行使の問題
- 遺産分割協議をする場合は、法定相続分を確保しなければならない
- 後見人に財産構成を変えられて、遺言書に託した想いを実現できない可能性あり

任意後見制度

- 元気なうちに、将来、自分の後見人になってくれる人と、あらかじめその人をお願いする内容を決めておく制度
- 「本人の意思に基づいて」本人を守る制度
- 任意後見人になってくれる人を自分で決める
- 任意後見人にやってもらうことを自分で決めておける
- 任意後見開始後の住まいのあり方や介護、医療などについて、意思や考えを表明しておける
- 権利制限や資格のはく奪がない

任意後見制度の利用方法

公正証書での任意後見契約の締結

- 本人が元気なうちに、任意後見受任者と支援内容を定め、公正証書で任意後見契約を締結

任意後見契約内容の登記

- 公証人の囑託で法務局で登記される

家庭裁判所へ任意後見監督人の選任の申立て

- 本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所へ人後見人の業務を監督する任意後見監督人の選任申立てをする

効力発生

- 家庭裁判所から任意後見監督人が選任されたら、任意後見監督人の監督のもと、本人に対しての任意後見人の支援が開始

任意後見制度の登場人物



任意後見人

- 任意後見契約書で定めた内容に従って、財産管理や身上監護を行う。



任意後見監督人

- 任意後見人の監督を行う。
- 家裁に報告する。
- 家裁に任意後見人の解任請求ができる。



家庭裁判所

- 任意後見人から報告を受けたり、任意後見監督人に調査を命じることができる。
- 任意後見監督人から解任請求があったら任意後見人を解任できる。

任意後見のメリット

- 後見人を自分で決められる
 - 法定後見では家裁が決めてしまいます
- 財産管理や身上監護に自分の意思を反映させられる
 - 老後の住まい、介護、医療の希望を反映
 - 配偶者などの扶養について自分の意思を反映
 - 居住用不動産の売却に家裁の許可が不要
(しかし、「本人のため」というのが原則であろう)
 - 不動産の取得や処分について予め希望を書いておける
 - 相続税対策や資産活用は任意後見では限界があると言わべき

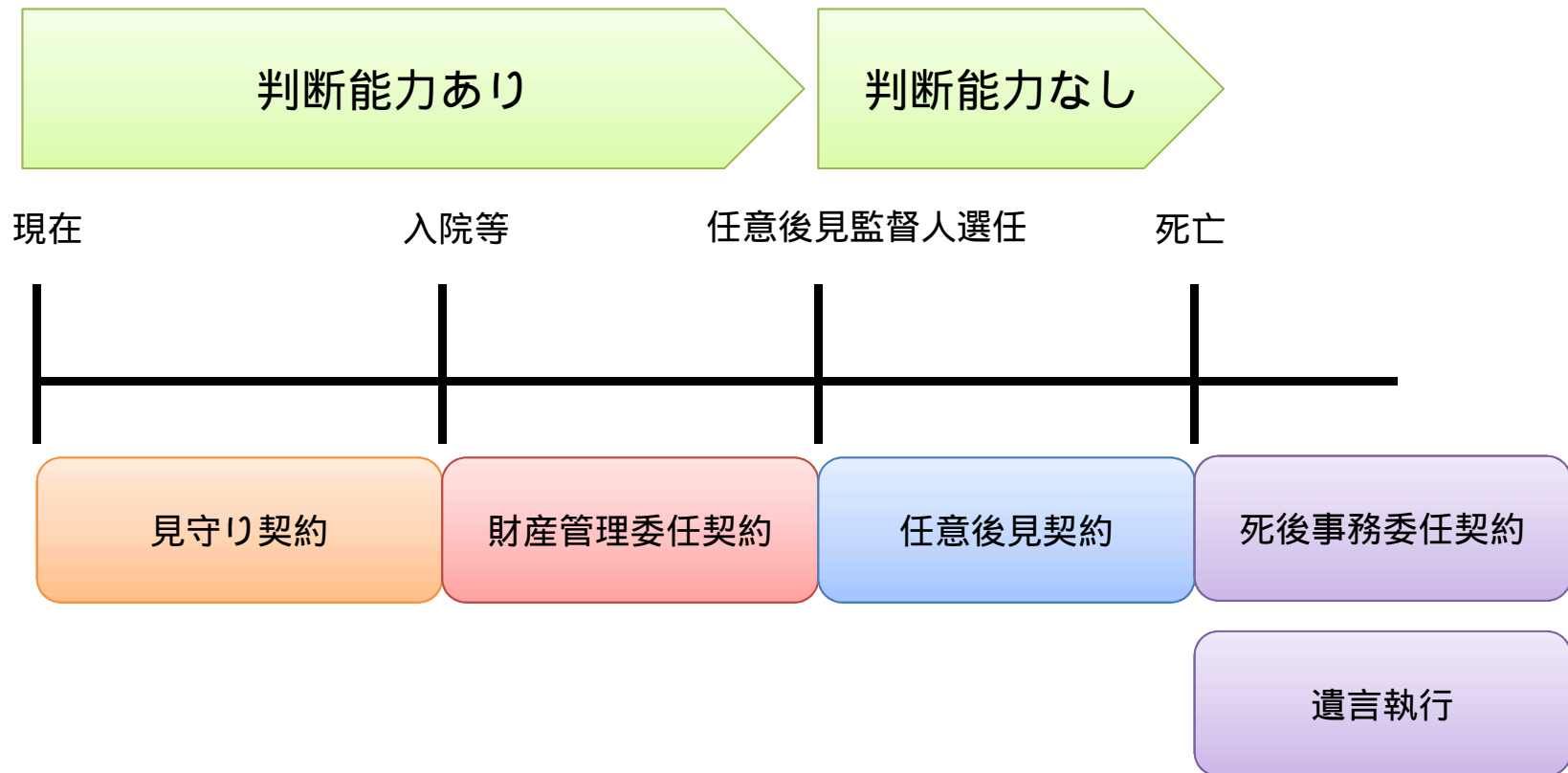
任意後見のメリット

- 成年被後見人や被保佐人になると資格などの制限があるが、任意後見なら制限がない。
- 会社経営者の場合は、自社株式の議決権行使も任意後見人に代理してもらえる（ただし、本人の意思を尊重するので、全く任意後見人が自由に行使できる訳ではない）
- 任意後見人の報酬は、契約時に自由に定められます（但し、あまりに高額だと法定後見になってしまう可能性があります）

任意後見のデメリット

- 取消権はありません（悪徳商法対策ができない）
- 任意後見監督人が必ずつき、その報酬が必要となります。
- 相続税対策や資産活用はできないと考えるべき（家族信託で対応）
- 株式の議決権行使にも制限があると考えられるべき（家族信託で対応）

任意後見をサポートする契約



見守り契約

- 専門家と任意後見契約を締結したときに、一緒に利用されることが多い
- 定期的に訪問や電話連絡などで、本人の様子を継続して見守っていく契約
- 本人の判断能力の低下を確認するために重要

財産管理委任契約

- 本人の判断能力はあるが、病気やケガで色々な手続に支障がある場合の契約
- 金融機関との取引、医療・介護などの契約、財産の管理、費用の支払などを任せる契約
- 金融機関が代理人との取引を認めないケースや不動産の売却には使えない（家族信託なら対応可）

死後事務委任契約

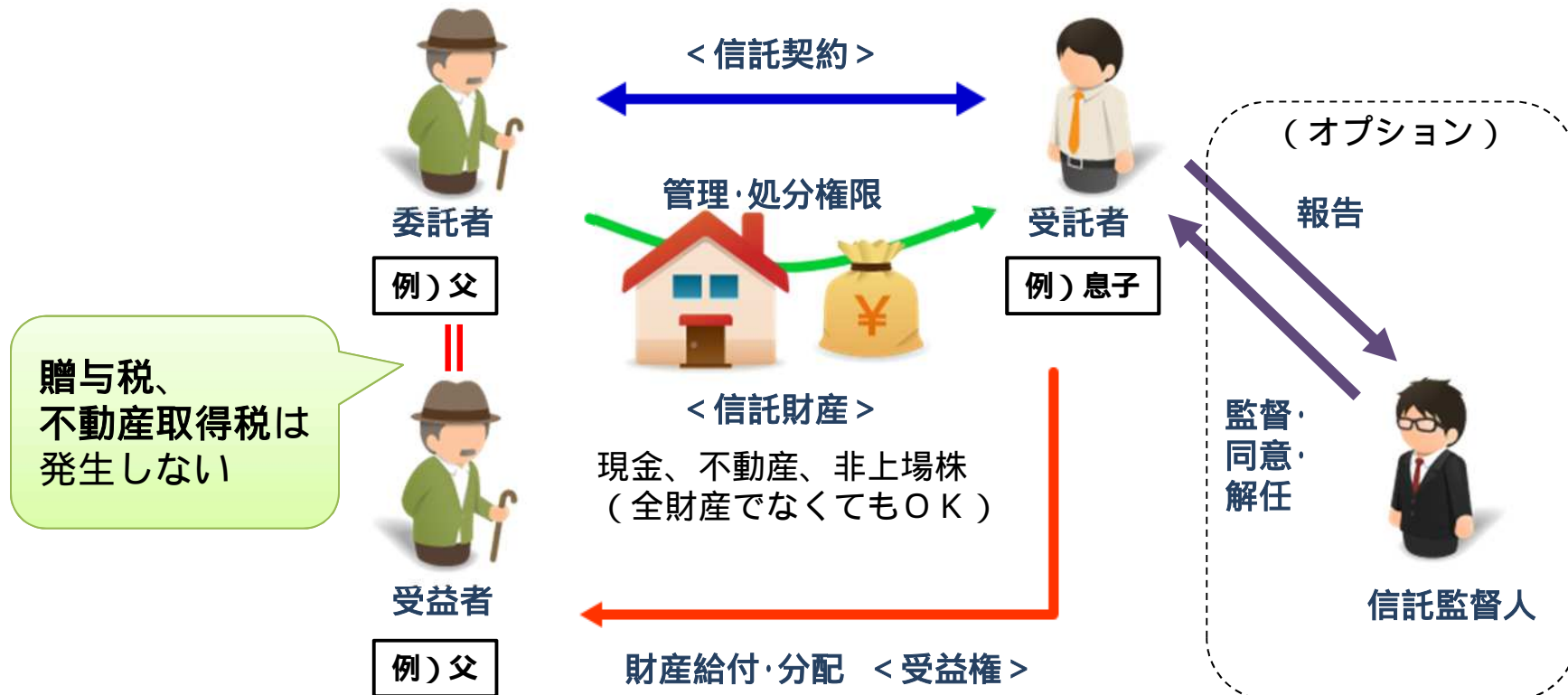
- 死亡後の葬儀や納骨、埋葬、供養、家財・遺品の整理・処分、未払債務の支払などを委任する契約
- 後見人の代理権は本人の死亡時まで。死後の事を頼む場合は死後事務委任契約を結んだ方がよい。

後見のデメリット

- 相続税対策・資産活用はできない
- 法定後見の場合、誰が後見人になるか分からない
- 後見人や後見監督人の報酬が継続的に発生する
- 不動産は合理的な理由がないと売れない
- 親族が後見人になった場合、裁判所や監督人への定期報告をしなければならない
- 会社経営者の株式の議決権行使に制限が出てしまう

家族信託

現在の信託法は、2007年（平成19年）9月30日に施行！



- 委託者：財産を託す人
- 受託者：財産を託される人（形式的な所有者）
- 受益者：信託財産から生じた成果の給付を受ける人（実質的な所有者）
- 受益権：信託財産から生じた成果の給付を受ける権利と監督権

信託とは

『財産管理の一手法』

財産を持っている人（**委託者**）が、自分が信託する人（**受託者**）に財産を託して、定められた目的にしたがって財産を管理・処分してもらい、財産から得られる利益を定められた人（**受益者**）へ渡す仕組み

信託目的の例：

自分の生活・介護・療養・納税等に必要な資金の給付及び資産の適正な管理・有効活用並びに円滑な承継

契約による信託のイメージ



信託契約

司法書士は他人の財産管理の補助ができる（司法書士法 29 条、同法施行規則 31 条）
家族信託のスキーム設計ができる

登記
（**形式上**の名義人を受託者）

株式は名義書換え
磯野波平**受託者**磯野カツオ

信託設定時の課税問題

財産の実質的所有者は受益者

委託者 = 受益者 (自益信託)

~~贈与税・不動産取得税~~

委託者 ≠ 受益者 (他益信託)

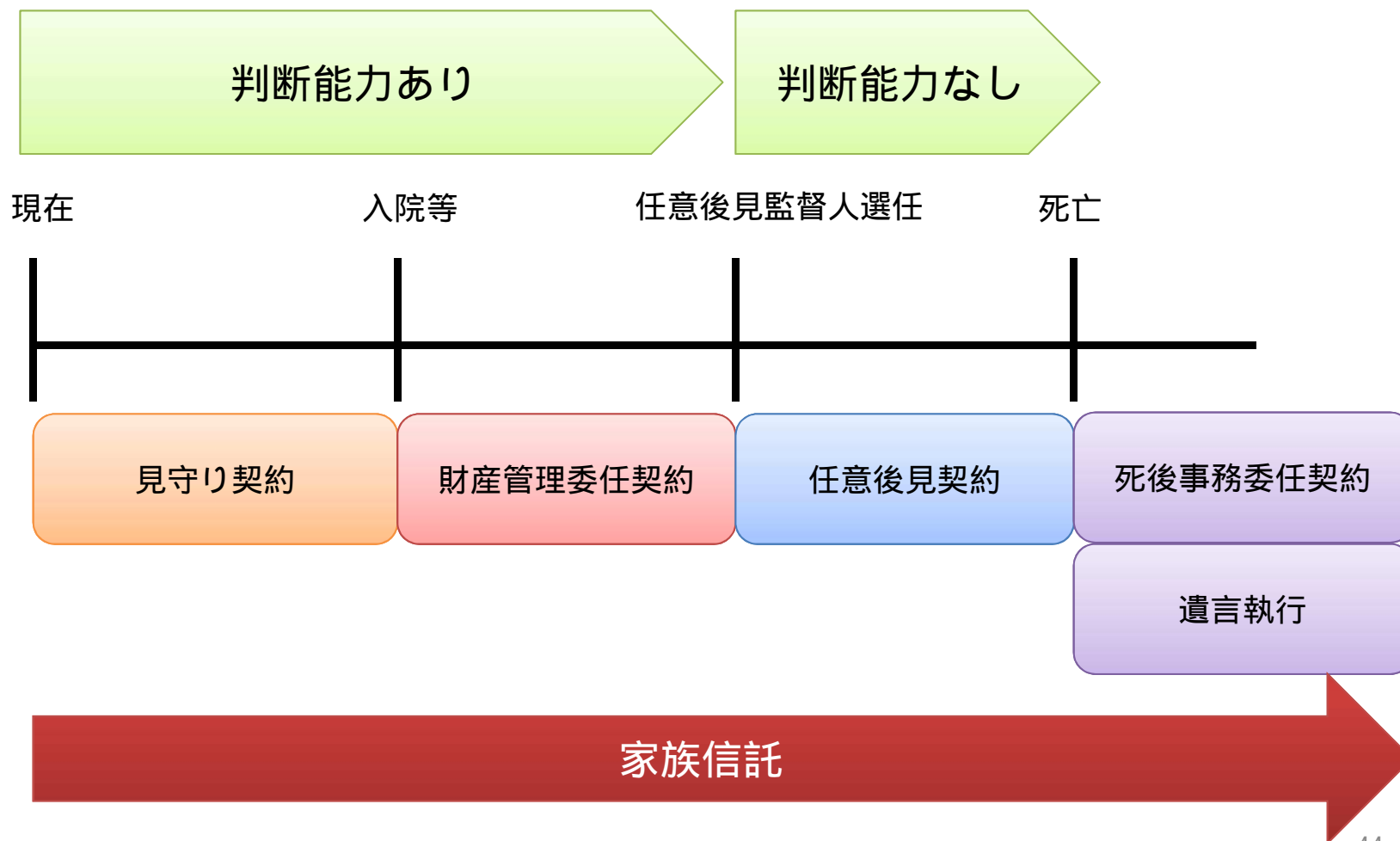
贈与税課税！ (みなし贈与)

- 受益権の相続税評価額 = 所有権としての相続税評価額
- 「小規模宅地の評価減」「居住用財産の譲渡における3000万円の特別控除」「居住用財産の買換特例」等の各種税制優遇も受けられる。
- (注意) **損益通算の禁止規定**
個人が受益者である信託において、不動産所得の計算上、信託した不動産から生じた損失がある場合には、その損失は信託していない他の不動産所得税やその他の給与所得等と通算することはできず、またその損失を繰り越すこともできない

後見制度に比べた家族信託の優位性

- 相続税対策・資産活用ができる
- 財産を任せる人を指定できる
- 受託者の報酬は自由に決められる
- 受託者が柔軟に不動産を売買できる
- 基本的に家族信託に裁判所は関係してこない
- 財産管理契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言書の大部分を一本の家族信託契約でカバーできる
- 会社経営者の株式の議決権行使も柔軟に行える

家族信託の活用時期



成年後見制度と家族信託の比較

	法定後見	任意後見	家族信託
A．財産の積極的処分・運用の可否	<p>原則的として、財産を維持しながら本人のためだけに支出する（扶養義務に基づく親族への支出は可）。</p> <p><u>積極的な運用や合理的理由のない（本人にメリットの無い）換価処分、本人財産の減少となる行為（生前贈与）等は不可</u></p>	同左	<p><u>信託目的の趣旨に従い、受益者のためであれば、受託者の責任と判断において、財産の自由な管理・処分・運用が可能。</u></p>
B．不動産の処分（売却、建替え等）の可否	<p><u>居住用財産は、家庭裁判所の許可が必要なので、処分のための合理的理由が必要</u></p>	<p>原則として家庭裁判所の許可も任意後見監督人の許可も不要。ただし、上記A．<u>の考え方は適用されるので、合理的理由のない処分は事後的に問題になり得る。</u></p>	<p><u>受託者が登記簿上の所有者欄に記載され、形式的な所有者として、受益者のために自由に処分が可能。</u></p>
C．本人死亡後の遺産相続手続	<p>本人死亡により後見業務が終了し、相続人又は遺贈者に相続財産を引き継ぐのみ。死後事務や遺言執行、遺産整理は、後見人の業務権限外。</p>	同左	<p>本人が死亡しても預金は凍結せず、また不動産の相続登記手続も不要となり、受託者の管理下でスムーズな遺産承継が可能。</p>

成年後見制度と家族信託の比較

	法定後見	任意後見	家族信託
D．監督機関	家庭裁判所又は後見監督人による監督を受ける（原則として、年1回の報告義務あり）。	必ず就任する任意後見監督人により監督を受ける（原則として、年1回の報告義務あり）。	必須の監督機関ではないが、「信託監督人」を設置し、受託者に定期的報告義務を課したり、重要な財産の処分行為には監督人の同意を要する等の暴走を防ぐ仕組みの設計が可能。
E．悪質な訪問販売等への対応	本人が交わした契約を後見人が取り消し、被害を回復できる（取消権の行使）	任意後見人に取消権はない。	受託者に「取消権」はないが、信託財産は、委託者本人の財産とは分離され受託者が管理するので、被害を最小限にできる。
F．身上監護機能	あり	あり	なし
G．利用すべきケース	既に判断能力が低下しているが、法律行為や財産を動かす必要のある方。 判断能力喪失後の財産管理については現状を維持し、保有資産の処分や組替え等を想定していない方。	将来の判断能力喪失時に、支え手となる家族（推定相続人）が不仲で、後見人候補者について紛争性がある場合。 信頼できる家族・親族が近くにいない方。	本人の判断能力喪失後も、生前贈与や不動産の購入・建設・買換え等の積極的な資産の組替えを具体的に計画している方、または今後相続税対策を何かすべきだと危機感を持っている方。

まとめ

- 判断能力が低下したら財産管理は法定後見
- 生活や介護などに自分の意思を反映したい場合は、元気なうちに任意後見契約
- 資産活用や相続税対策も継続したい場合は、元気なうちに家族信託契約

ご清聴ありがとうございました。

家族信託、相続、遺言、成年後見に関するご相談を承っております。

- 相続登記
- 預貯金の相続手続
- 遺言書作成サポート
- 遺言執行
- 相続放棄
- 生前贈与
- 家族信託
- 成年後見の申立
- 成年後見人への就任
- 抵当権抹消
- 会社の設立登記
- 会社の変更登記

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/> 「埼玉東松山の相続サポート」で検索

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

相談は無料です

お電話にてご予約ください